

岡山市水道局有地売払いのご案内

【岡山市水道局有地一般競争入札実施要領（公告）】

※この入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

入札への参加を希望される方は、この実施要領をよく読み、内容を十分把握したうえでご参加ください。

◎参加申込期間

令和6年10月25日（金）から令和6年11月22日（金）
8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分まで
※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行いません。
※持参以外の申し込みはできません。

◎受付場所

岡山市水道局総務部管財課
岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
岡山市水道局本局庁舎2階
電話（086）234-5916 [直通]

岡山市水道局
総務部管財課

※「岡山市水道局有地一般競争入札」とは
岡山市水道局の行政目的に使用する必要がなくなった土地や建物を一般競争入札により広く一般の方にお売りするものです。

目次

◆ 岡山市水道局普通財産(土地・建物)売払いの一般競争入札の施行について(公告) 【市有地一般競争入札参加案内】	1
◆ 物件説明書(物件調書)	8
物件番号⑧ 北区御津草生1813番2	9
物件番号⑨ 北区中牧575番2	11
物件番号⑩ 中区今在家458番1	13
◆ 入札についての注意事項	15
◆ 様式等	
岡山市水道局有財産売買契約書(見本)	17
一般競争入札参加申込書(兼受付書)	20
入札書	21
委任状	22
◆ 小切手についてのお願い	23
◆ 滞納無証明書交付申請書(見本)	24
◆ (水道料金等収納証明書)申請書	25
◆ 水道料金の証明に関する申立書	26

岡山市水道局普通財産(土地・建物)売払いの一般競争入札の施行について(公告)

一般競争入札により岡山市水道局普通財産(土地・建物)の売払いをするので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

岡山市水道事業管理者 栗原 諭

岡山市水道局有地一般競争入札参加案内

1 売払い物件[入札に関する土地の所在、地番、地目及び面積]

物件	土地の所在	地目	面積	最低売払価格	用途地域
⑧	北区御津草生1813番2	雑種地	298.77㎡	673,726円	都市計画区域外
⑨	北区中牧575番2	宅地	353.37㎡	687,658円	市街化調整区域
⑩	中区今在家458番1	水道用地	382.68㎡	19,526,000円	第二種中高層住宅専用地域

2 入札参加者の資格等【入札に参加する者に必要な資格に関する事項】

(1) 入札の参加者となることができるのは、日本国内に住民登録をしている個人および日本国内で法人登録をしている法人とします。(2名以上の連名(共有)による入札参加も可能です。)

(2) 次の事項に該当する方は、入札に参加できません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- ② 次に掲げる事項のひとつに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 岡山市との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 岡山市のおこなう競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 岡山市のおこなう競争入札の落札者が契約を締結することまたは岡山市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施にあたり、職員の職務の執

行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて、岡山市との契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結または契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ③ 市町村税(当該市町村税にかかる徴収金を含む)または水道料金を滞納している者
- ④ 岡山市水道局入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱(平成23年制定)第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当する者および同条第7号に規定する暴力団関係法人等に該当する法人
- ⑤ 岡山市の公有財産に関する事務に従事する職員
- ⑥ 岡山市水道局指名停止基準(平成12年制定)に定める指定業者にあつては、次の事項に該当する者

ア 岡山市水道局から指名停止を受けた者、又は指名停止期間が満了していない者

イ 資格の審査を受ける日の属する月の直前12月以降に創業し、又は当該法人を設立した者。ただし、岡山市企業立地促進奨励金交付要綱(平成14年市告示第401号)に基づく奨励金の交付を受けている者及び岡山市内に本社を有する者で、国、岡山県、岡山市又はこれらが出資している公的機関が実施する創業に係る助成金、補助金又は出資を受けているものを除く

ウ 岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程(昭和62年制定)第2条第2項及び第3項に規定する承継人

3 現地説明の日時および場所

物件	土地の所在	日 時	
⑧	北区御津草生1813番2	令和6年11月7日 (木曜日)	午前 10時00分から 午前 10時30分まで
⑨	北区中牧575番2	令和6年11月7日 (木曜日)	午後 2時00分から 午後 2時30分まで
⑩	中区今在家458番1	令和6年11月7日 (木曜日)	午前 11時30分から 午後 0時00分まで

※各物件の所在地にて説明会を行います。

※現地説明会は、どなたでも参加できます。持参していただくものは特にありません。

※予約等は不要です。当日現地へ直接おこしてください。

※現地説明会は上記日程で1回しか行いません。個別での対応実施は行っておりません。

※現地説明会に必ず参加する必要はありませんが、参加しない場合は、各自で現地確認を行い、納得の上で入札参加申込みをするようにしてください。

4 契約条項を示す場所

岡山市水道局 総務部 管財課(岡山市水道局本局庁舎2階)

5 入札参加申込みの受付

(1)入札参加申込みの受付期間および受付場所は、次のとおりです。

受付期間	令和6年10月25日(金)から令和6年11月22日(金)まで 8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分まで 閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)は受付をおこないません。
受付場所	岡山市水道局 総務部 管財課 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 岡山市水道局本局庁舎2階

(2)申込方法

「一般競争入札参加申込書(兼受付書)」に必要事項を記入・押印(印鑑登録済の印を使用のこと)のうえ、(3)の「申込みに必要な書類」を添えて、受付期間内に受付場所へ直接持参してください。
(※ 郵送、電話、ファックス及び電子メール等、持参以外の申込みはできません。)

(3)申込みに必要な書類

①個人の場合

- ア 本人の印鑑登録証明書
- イ 身分証明書(本籍地の市町村役場で発行してもらえます。)
※外国人の方は住民票と「登記されていないことの証明書」^{注1}
- ウ 滞納無証明書(市町村税の未納の税額が無いことの証明)
- エ 水道料金の収納証明書(未納の水道料金が無いことの証明)

②法人の場合

- ア 法人の印鑑証明書
- イ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ウ 滞納無証明書(市町村税の未納の税額が無いことの証明)
- エ 水道料金の収納証明書(未納の水道料金が無いことの証明)

注1)「登記されていないことの証明書」とは、申請者が成年被後見人および被保佐人に該当しないことを証明する書類で、法務局で発行手続きをおこなっています。詳しくは法務局へお尋ねください。

※いずれの書類も申込日から3か月以内に交付されたものが各1通必要です。

※お預かりした書類等はお返ししません。

※**受付期間内に一般競争入札参加申込みの手続きを済まされた方以外は、入札に参加できません。**

(4)一般入札参加申込書を審査した結果、参加資格を有すると認められた場合は、一般競争入札参加申込受付書(兼受付書)の写しを交付します。

(5)申込みにあたっての注意事項

- ① 1者(法人を含む。以下同じ。)が複数の物件に申し込むことができます。

(※1者が同じ物件に複数の申込みをすることはできません。)

② 複数の物件に申込みする場合、(3)に掲げる書類の原本は1通で結構です。

(6) 共有名義による申込み

- ① 共有名義で申込みされる場合は、共有名義のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の入札の参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。
- ② 所有権の共有を希望される場合は、申込時に共有者全員について上記(3)に掲げる書類を添えて、共有予定者全員が連名で申し込んでください。

6 入札の日時及び入札会場

(1) 入札日時

物件	所在地	入札日	受付時間	入札開始時刻
⑧	北区御津草生1813番2	令和6年12月5日 (木曜日)	午前 9時30分から 午前 9時50分まで	午前10時00分
⑨	北区中牧575番2	令和6年12月5日 (木曜日)	午前11時00分から 午前11時20分まで	午前11時30分
⑩	中区今在家458番1	令和6年12月5日 (木曜日)	午後 1時30分から 午後 1時50分まで	午後 2時00分

(2) 受付および入札会場

岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
岡山市水道局本局庁舎2階 入札室

※入札締切後直ちに開札します。

※入札当日は、入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませいただかないと、入札に参加することができません。お早めにご来場ください。

7 入札保証金に関する事項

入札に参加される方には、受付時に入札保証金として、入札金額の5%以上に相当する金額を、原則、銀行振出の持参人払式の小切手により納付していただきます。入札保証金は落札者を除き、入札終了後速やかに入札者に返還します。また、銀行振出の持参人払式の小切手による納付が難しい場合には入札参加申し込み受付時に必ずお申し出ください。

落札者の入札保証金は、後述する契約保証金の全部又は一部に充当します。落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しない場合は、入札保証金は岡山市水道局に帰属します。

8 入札日当日に必要なもの

ア. 個人の方で、入札にご本人が出席される場合

- ① 一般競争入札参加申込書(兼受付書)の写し

<ul style="list-style-type: none"> ② 印鑑(印鑑登録証明書により証明された印鑑) ③ 入札保証金(入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の銀行振出小切手)
<p>イ. 個人の方で、入札に代理人が出席される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加申込書(兼受付書)の写し ② 本人の委任状(本人の印鑑登録証明書により証明された印鑑が押印されているもの) ③ 委任状に押印されている代理人の印鑑 ④ 入札保証金(入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の銀行振出小切手)
<p>ウ. 法人で、入札に代表権のある方が出席される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加申込書(兼受付書)の写し ② 印鑑(印鑑証明書により証明された印鑑) ③ 入札保証金(入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の銀行振出小切手)
<p>エ. 法人で、入札に代理人が出席される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加申込書(兼受付書)の写し ② 委任状(入札参加法人の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの) ③ 委任状に押印されている代理人の印鑑 ④ 入札保証金(入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の銀行振出小切手)

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 入札方法に違反して行われた入札
- (4) 岡山市水道局契約規程(平成2年市水道局管理規程第 13 号)第 13 条の規定に違反する代理人のした入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札
- (6) 総額を訂正している入札または入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (7) 同一の入札事項について、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 郵便、電信、ファクシミリまたは電子メールによる入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) 岡山市水道局指名停止基準(平成 12 年制定)に基づく指名停止又は指名留保を受けた者がした入札
- (11) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反してなされた入札

10 契約の締結および売買代金の納入[契約保証金および売買代金に関する事項]

(1) 契約の締結

- ① 落札された方は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していただきます。
- ② 落札者が契約を締結しない場合は、落札者の資格を失い、納付していただいている入札保証金は岡山市水道局に帰属します。
- ③ 契約締結の際、契約保証金(契約金額の10%以上に相当する金額の現金又は銀行振出小切手)を

納付していただきますが、入札時に納付いただいた入札保証金は契約保証金の一部に充当します。

(2) 売買代金の納入

売買代金(契約保証金を差し引いた金額)は、原則として契約締結日から30日以内に納入していただきます。納入期限までに、売買代金が完納されない時は契約を解除します。この場合、契約保証金は岡山市水道局に帰属します。

11 契約上の主な特約

入札する物件については、売買契約書において、次の用途制限を付すとともに、売買物件または売買物件に設置した建物等の物件をこれらの用途に使用のおそれのある第三者に転売し、又は貸し付けることも禁止します。また、物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないことを発見しても、岡山市水道局に対して履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。これらの点を理解されたうえで、入札に参加してください。

(1) 禁止する用途

- ① 落札者は、売買契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所またはその他これに類するものの用途に供することはできません。
- ② 落札者は、売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の用途に供することはできません。

(2) 違約金および契約の解除

落札者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の50に相当する違約金を岡山市水道局に支払い、岡山市水道局はこの契約を解除することができます。

(3) 実地調査

上記(1)の条件の履行状況を確認するため、随時、売買物件の利用状況について実地調査を行うことがあります。実地調査の際には、買受者に協力していただくこととなります。

(4) 契約不適合責任について

売買契約の締結後に、物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないことを発見しても、岡山市水道局に対して履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者であるときは、引渡しの日から2年間は、この限りではありません。

12 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納された時に、岡山市水道局から落札者へ移転します。

物件は現状有姿での引渡しとします。

13 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、岡山市水道局がおこないます。

14 入札保証金、契約保証金及び売買代金以外に必要な費用

- (1) 契約書に貼付する印紙代
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税

15 落札結果の公表について

落札結果については、すべての入札を対象として、落札者の法人・個人の別、物件所在地、地目、面積、開札年月日、開札場所、最低売却価格、落札金額を公表します。場合によっては、各入札参加者の入札金額や、落札者が法人の場合は商号又は名称を公表することがあります。(個人の場合、氏名を公表することはありません。)

16 契約内容の公表について

契約締結したものについては、その契約書に記載されている内容をすべて公表する場合があります。ただし、契約者が個人であるときは、氏名及び住所、印影は公表しません。

17 その他

入札物件について公告日以降に新しいお知らせや情報等がある場合には管財課のホームページに情報を随時掲載いたします。ホームページ以外でのお知らせなどは原則致しませんのでホームページを適宜ご確認ください。

18 問い合わせ先

岡山市水道局 総務部 管財課(岡山市北区鹿田町二丁目1番1号)
電話 086-234-5916 [直通]

物 件 説 明 書

(物 件 調 書)

- ※ 物件説明書（物件調書）は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、これに基づいて、入札参加者ご自身において、現地確認や諸規制の状況等の調査をおこなってください。
なお、現物と公示数量が符合しない場合や、隣接地権者とのトラブル等が生じた場合でも、これらを理由として契約の締結を拒み、または契約を解除することはできません。
- ※ 物件は、現状有姿【あるがままのすがた】の引き渡しとなりますのでご了承ください。ただし、売り払い地であることを示す看板については、売買契約後に岡山市水道局が撤去いたします。（看板の撤去等が所有権移転後になることもあります。）
- ※ 案内図、明細図は現状と異なる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 売買物件の隣接土地所有者、地域住民及び当該土地利用に関する調整等については、すべて落札者の責任においておこなってください。
- ※ 土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物及び越境物等の調査はおこなっておりません。必要な場合は、買受人が所有権移転後に、ご自身の費用負担と責任で行ってください。また、所有権移転後の調査の結果、土壌汚染、地盤改良の必要性、地下埋設物及び越境物等が見つかった場合でも、原則として岡山市水道局は責任を負いません。
- ※ 水防法に基づく水害ハザードマップに関しては、岡山市のホームページで閲覧ができます。入札参加者ご自身で、あらかじめご確認ください。

物 件 調 書 （ 物件番号⑧）

令和 6 年 9 月 18 日現在

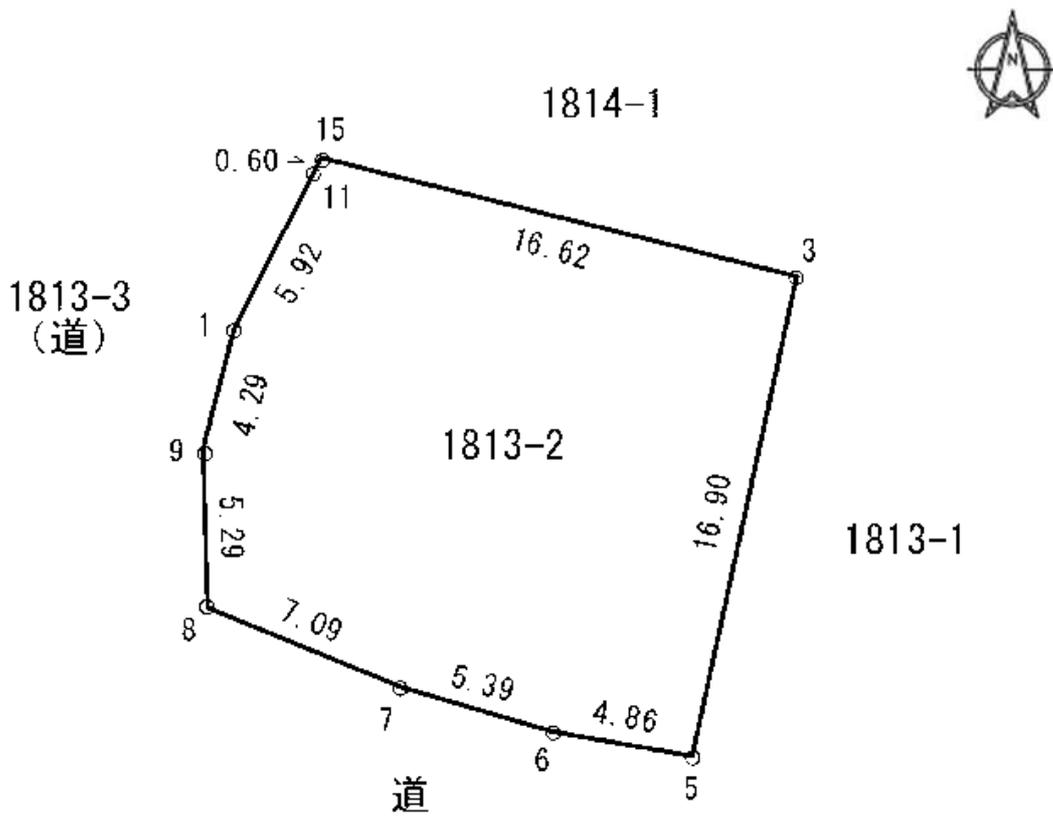
所在地	岡山市北区御津草生 1813 番 2				
物件の状況	地積(実測)	地 目	形 状		
	298.77 m ²	雑種地	やや不整形地		
接面道路の幅員及び構造	①西側約 16m が幅員約 4.2m の舗装市道に等高に接面している。 ②南側約 17m が幅員約 0.9m の未舗装道に約 15 cm 高く接面している。				
都市計画法及び建築基準法上の主な制限	都市計画区域	区域外			
	用途地域	指定なし		建ぺい率	
	日影制限	なし		容積率	
	防火地域	地域外		その他	
占有物件等に関する事項	物件の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有	物件の内容	画地中央西寄りに水道用の井戸有り	
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有	負担の内容		
供給処理施設の状況	事業所名			電話番号	
	電 気	可	中国電力(株)岡山統括セールスセンター	0120-411-669	
	上水道	可	岡山市水道局電話受付センター	086-234-5959	
	下水道	不可	区域外		
	都市ガス	不可	区域外		
交通機関	バス	コミュニティバス(中鉄)「草生下」停留所 南西方 直線距離 約 0.3 km			
	鉄 道	J R 津山線「金川駅」 南南西方 直線距離 約 2.7 km			
公共施設	北区役所 御津支所	南南西方 直線距離約 1.9km	御津郵便局	南南西方 直線距離約 2.9 km	
	御津小学校	南西方 直線距離 約 3.0km	御津中学校	南西方 直線距離 約 3.0km	
	北警察署	南西方 直線距離 約 0.8km	病院(内科等)	南南西方 直線距離約 2.0km	
近隣の状況	・国道 53 号線から東へ約 200m 入った所に位置しています。 ・旭川が間近を流れ、周囲は田畑、住宅があります。				
参考事項	最低売却価格 673,726 円 ・土地は現状有姿での引渡しとなります。井戸の撤去が必要な場合は、購入者で撤去を行ってください。 ・行政財産使用許可により、N T T の電話柱 1 本・支線 1 条が設置されています。 ・岡山市役所(御津支所産業建設課)により、画地西側にカーブミラー 1 本が設置されています。 ・電気、上水道等は当該地には引き込まれていません。引き込みには各事業者との協議が必要です。上水道の引き込みにあたっては負担金が必要です。 ・給水装置を設置するにあたっては、岡山市水道局給水課に協議をしてください。				

物件番号

案内図



明細図



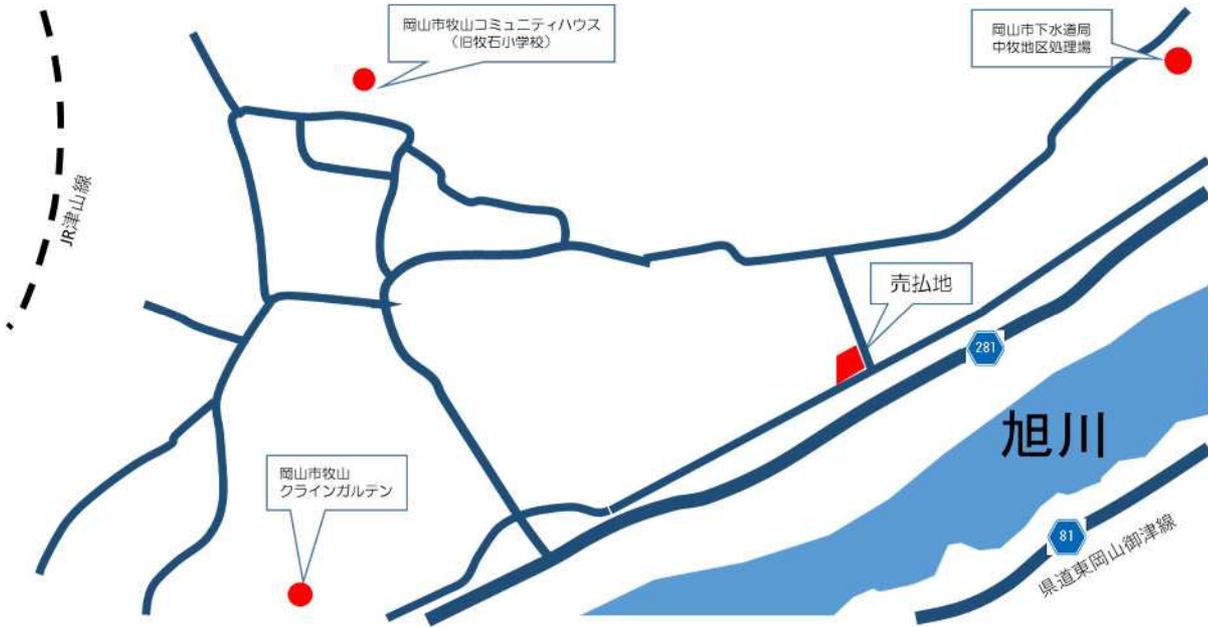
物 件 調 書 (物件番号⑨)

令和 6年 9月 18日現在

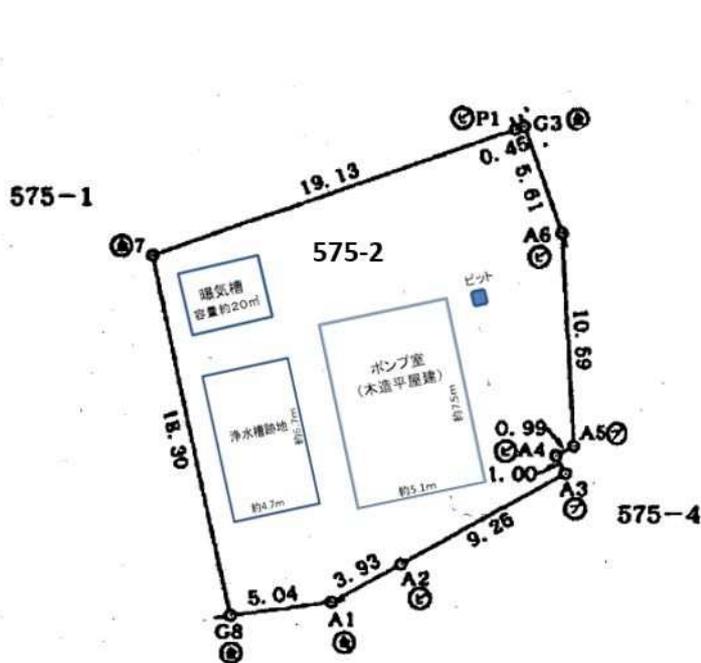
所在地	岡山市北区中牧 575 番 2				
物件の状況	地積(実測)	地 目	形 状		
	353.37 m ²	宅地	やや不整形地		
接面道路の幅員及び構造	東側約 6mが幅員約 5.0mの舗装市道に等高に接面している。 南側約 6mが幅員約 1.5mの未舗装道路に等高に接面している。				
都市計画法及び建築基準法上の主な制限	都市計画区域	市街化調整区域			
	用途地域	指定なし	建ぺい率	60%	
	日影制限	なし	容積率	200%	
	防火地域	地域外	その他		
占有物件等に関する事項	物件の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有	物件の内容	画地の中央にポンプ設備用の建屋有り 建屋の周囲に曝気槽などの構造物有り その他コンクリートなどの基礎構造物有り	
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有	負担の内容		
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号	
	電気	可	中国電力(株)岡山統括セールスセンター	0120-411-669	
	上水道	可	岡山市水道局電話受付センター	086-234-5959	
	下水道	不可	区域外		
交通機関	バス	コミュニティバス(中鉄)「湯須」停留所 北西方 直線距離 約 1.5 km			
	鉄道	JR津山線「牧山駅」 南南西方 直線距離 約 2.0 km			
公共施設	北区役所	南西方 直線距離 約 12.0km	牧山簡易郵便局	南方 直線距離 約 1.5km	
	牧石小学校	南方 直線距離 約 5.0km	岡北中学校	南西方 直線距離 約 8.0km	
	玉柏駐在所	南方 直線距離 約 5.0km	病院	南東方 直線距離 約 4.0km	
近隣の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の主な公共施設として牧山ラインガルテンなどがあります。 ・旭川が間近を流れ、周囲は田畑が広がります。 ・北側の山沿いには集落が東西に広がります。 				
参考事項	<p>最低売却価格 687,658 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧山簡易水道ポンプ場であった土地です。 ・土地は現状有姿での引渡しとなります。建屋、ポンプ設備などの撤去が必要な場合は、購入者で撤去を行ってください。 ・電気、上水道は当該地には引き込まれていません。引き込みには各事業者との協議が必要です。上水道の引き込みにあたっては負担金が必要です。 ・給水装置を設置するにあたっては、岡山市水道局給水課と協議をしてください。 ・市街化調整区域及び河川保全区域、且つ一部境界点が公道上にあり、建物を建てる場合は都市計画法、建築基準法、河川法、道路法にかかる制限があります。建築が可能な建物について、都市計画法及び建築基準法にかかる部分は岡山市都市整備局開発指導課及び、建築指導課、河川法にかかる部分は備前県民局建設部管理課、道路法にかかる部分は岡山市北区役所地域整備課で確認の必要があります。 				

物件番号

案内図



明細図



物 件 調 書 (物件番号⑩)

令和 6 年 9 月 18 日現在

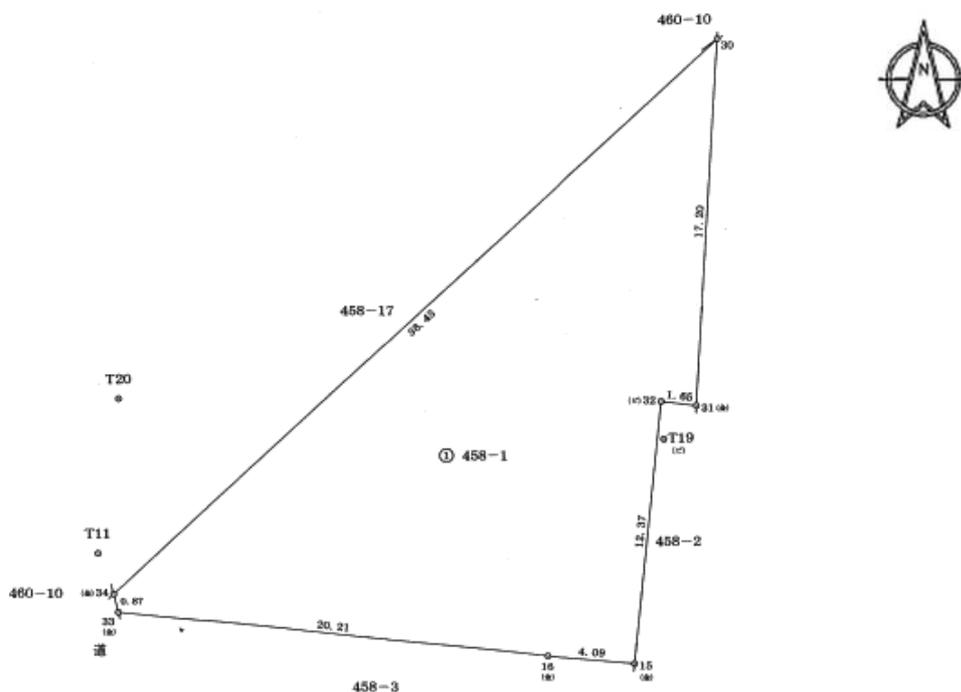
所在地	岡山市中区今在家 458 番 1				
物件の状況	地積(実測)	地 目	形 状		
	382.68 m ²	水道用地	ほぼ三角形地		
接面道路の幅員及び構造	北西側約 38mが幅員約 6mの舗装市道に側溝を挟んで約 10cm 高く接面している。				
都市計画法及び建築基準法上の主な制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	第 2 種中高層住宅専用地域	建ぺい率	60%	
	日影制限	高さが 10mを超える建築物	容積率	200%	
	防火地域	地域外	その他		
占有物件等に関する事項	物件の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	物件の内容	周囲にフェンス有り。	
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	負担の内容		
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号	
	電 気	可	中国電力(株)岡山統括セールスセンター	0120-411-669	
	上水道	可	岡山市水道局電話受付センター	086-234-5959	
	下水道	不可	下水道管整備が 2 年以内に完了予定		
	都市ガス	不可	区域外		
交通機関	バス	宇野バス「中島」バス停留所 南西方 直線距離 約 0.5 km			
	鉄 道	J R山陽本線「高島駅」 南東方 直線距離 約 1.5 km			
公共施設	中区役所	南南西方 直線距離 約 2.5km	高島団地郵便局	南東方 直線距離 約 1.0km	
	高島小学校	東方 直線距離 約 1.5km	高島中学校	北東方 直線距離 約 1.5km	
	八幡駐在所	南東方 直線距離 約 1.0km	病院	南東方 直線距離 約 0.5km	
近隣の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の主な公共施設として旭東浄水場などがあります。 ・旭川が間近を流れ、周囲は住宅地です。 				
参考事項	<p>最低売却価格 19,526,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭東浄水場の拡張用地だった土地です。 ・土地は現状有姿での引渡しとなります。フェンスなどの撤去が必要な場合は、購入者で撤去を行ってください。 ・電気、上水道は当該地には引き込まれていません。引き込みには各事業者との協議が必要です。上水道の引き込みにあたっては負担金が必要です。 ・給水装置を設置するにあたっては、岡山市水道局給水課に協議をしてください。 				

物件番号

案内図



明細図



入札についての注意事項

令和6年10月25日

入札希望者は、一般競争入札参加案内を熟読のうえ、入札してください。

(入札の代理)

- 第1 代理人が入札しようとするときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
なお、代理人は2人以上の入札者を代理することはできません。また、入札者は他の入札者の代理人となることはできません。

(入札書の様式及び使用する印鑑)

- 第2 入札書は、所定の入札書を使用してください。
2 入札書に押印する印鑑は、本人が入札される場合は、入札参加申込時に提出された印鑑登録証明書の印影と同じ印鑑とします。
代理人が入札される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑とします。なお、それ以外の印鑑の場合は入札書は無効とします。

(入札保証金)

- 第3 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を銀行振出の持参人払式の小切手により納付してください。

(入札書の記入方法)

- 第4 入札書には、入札者の住所、氏名、(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)を記入の上押印するものとします。
代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印のみを押印してください。入札金額の記載は、算用数字を使い、最初の数字の前に「¥」を記入してください。なお、記入にあたっては、万年筆又はボールペン(文字の消えないもの)を使用してください。

(建付地に係る入札金額)

- 第5 建付地(建物付土地)の入札金額は、土地・建物のそれぞれの金額及び建物に課税される消費税相当額を合せた金額とします。

(提出済みの入札書)

- 第6 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをおこなうことはできません。

(入札の無効)

第7 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 入札方法に違反して行われた入札
- (4) 岡山市水道局契約規程(平成2年市水道局管理規程第13号)第13条の規定に違反する代理人のした入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札
- (6) 総額を訂正している入札または入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (7) 同一の入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 郵便、電信、ファクシミリまたは電子メールによる入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) 岡山市水道局指名停止基準(平成12年制定)に基づく指名停止又は指名留保を受けた者がした入札
- (11) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反してなされた入札

(開札)

第8 開札は、入札者の面前で行います。

(落札者の決定)

第9 入札は、最低売却価格以上の価格であって、最高のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(入札保証金の返還)

第10 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。ただし、銀行振出の持参人払式の小切手以外の方法で納付された場合は、入札保証金の返還まで一定の期間を要する場合があります。

(契約の締結)

第11 落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しない場合は、入札保証金は岡山市水道局に帰属します。

- 2 契約は所定の契約書を作成し、岡山市水道局、落札者双方が記名押印したときに成立します。
- 3 売買契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10以上に相当する金額を現金又は銀行振出の持参人払式の小切手により納付してください。
- 4 落札者の入札保証金は、前項の契約保証金の全部又は一部に充当します。
- 5 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

(その他)

第12 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び岡山市水道局契約規程の定めるところによって処理します。

岡山市水道局有財産売買契約書（見本）

売渡人岡山市水道局（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により岡山市水道局有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

物件	所在地	地目	数量	備考
土地			m ²	定着物及び付属物を含む

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当する。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないため、第15条の規定により契約を解除するときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させる。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権の移転と同時に、なんらの手続きを要しないで、当該物件を現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第8条 所有権の移転登記は、売買物件の引き渡し後、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第9条 乙は、当該物件の所有権移転の時から引渡しの時までにおいて当該物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。この場合において、乙は、代金の支払を拒むことができないものとする。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に品質、数量の不足その他契約の内容に適合しないこと

を発見しても、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者であるときは、第7条に定める引渡しの日から2年間は、この限りでない。

（用途制限）

第11条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら第三者へ譲渡し、又は貸し付けてはならない。

2 乙は、この契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の用に供してはならない。

（所有権移転等の制限）

第12条 乙は売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、第三者へ譲渡し、又は貸し付ける場合には、前条の用途制限を承継させなければならない。

（実地調査等）

第13条 甲は、乙の第11条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は乙に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第14条 甲は、乙が正当な事由なく第11条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の50にあたる違約金を乙に請求することができる。乙は甲から請求があった場合、これを支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲が相当の期間を定めてその履行の催告を行い、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が正当な事由なく第11条に定める義務に違反したときは、この契約を解除することができる。

（返還金等）

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（乙の原状回復義務）

第17条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、直ちに売買物件を契約時の状態に復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責

に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売渡人 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
岡山市水道局
岡山市水道事業管理者
水道局長 栗原 諭

乙 買受人

一般競争入札参加申込書（兼受付書）

申込日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

（あて先）

岡山市水道事業管理者

令和6年12月5日に執行される下記岡山市水道局有財産売払一般競争入札に参加したいので、一般競争入札実施要領及び現地説明等の内容を承諾し（現地説明に参加をしていない場合は、自らの責任において現地確認を行い十分納得し応札することを）誓約のうえ、申し込みます。

1 申込者

住所	〒 — 電話番号 () —	
ふりがな 氏名 (又は、法人名、代表者名)	実印	
連名者 (共有の場合)	住所	〒 —
	ふりがな 氏名 (又は、法人名、代表者名)	実印
	住所	〒 —
	ふりがな 氏名 (又は、法人名、代表者名)	実印

2 入札参加申込物件

物件番号	所在地
	岡山市 区

【誓約事項】

- 1 公告、一般競争入札実施要領及び現地説明会等の内容を承諾します。
- 2 物件は現状有姿での引き渡しを受けることを承諾します。
- 3 共有名義による申込みの場合、先頭の申込者を代表者として選任し、入札及びこれに附帯する一切の行為を代表させることを承諾します。
なお、債務は各自連帯して負担します。

受付印

【注意事項】

- 1 申込書には印鑑証明書に使用している印を使用してください。
- 2 申込者・連名者の住所・氏名は、住民票（法人登記簿）の内容と一致する必要があります。
- 3 複数の物件を申込みの場合には、このページをコピーし、物件ごとに申し込んでください。
- 4 入札会場には、この入札参加申込書（受付印のあるもの）を必ず持参してください。
- 5 入札物件について公告日以降に新しいお知らせや情報等がある場合には管財課のホームページに情報を随時掲載いたします。ホームページ以外でのお知らせなどは原則致しませんのでホームページを適宜ご確認ください。

入札書

令和6年12月5日執行の岡山市水道局有地売払一般競争入札につき、公告及び関係書類並びに現場等熟知承諾のうえ、次のとおり入札します。

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札目的	次の岡山市水道局有財産の取得のため									
物件番号		所在地	岡山市 区							

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者
栗原 諭 様

入札者

(本人) 住所 _____

氏名 _____ 実印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(委任状に押印した印鑑)

委任状

令和 年 月 日

(提出先)

岡山市水道事業管理者

委任者 (委任した人)

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

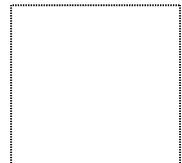
私は、次の者を代理人と定め、令和6年12月5日執行の岡山市水道局有財産売払一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

代理人 (委任された人)

住 所 _____

氏 名 _____

使用印鑑



記

物件番号	所在地
	岡山市 _____ 区

(注) 委任者の印は参加申込書に押印した印鑑登録済みの印としてください。
代理人の印は入札時に使用する印としてください。

■小切手についてのお願い

入札保証金の納付のために小切手を振り出す場合は、この用紙を金融機関の窓口にお示しになり、下記のとおりの小切手を振り出してもらってください。

記

小 切 手	
※支払地	○ ○ 市 ○ 区 ○ ○ 町 ○ ○ ○ ○ 銀行 ○ ○ 支店
¥ 1, 1 1 1, 1 1 1 ※	
上記の金額をこの小切手と引き換えに	
◆持参人	へお支払ください。 令和 年 月 日
●振出人	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ ○ 銀行 ○ ○ 支店

●振出人について

岡山手形交換所加盟の金融機関

普通銀行・信用金庫・労働金庫・農林中央金庫・
商工中金・信託銀行・信用協同組合・農業協同組合
が振り出す小切手にしてください。

上記以外の振り出しの場合は、受領できません。

◆受取人について

持参人払いとしてください。

- (注) 1 線引き小切手については、一般線引き（二本線の中に「銀行渡り」または「BANK」の表示があるもの。）であれば受領できます。
特定線引き（二本線の中に金融機関名の表示があるもの）の場合は受領できませんのでご注意ください。
- 2 小切手振出の際には、金融機関所定の手数料が必要です。
- 3 上記の内容での小切手の作成が難しい場合には入札参加申し込み時にお申し出ください。

■ 「滞納無証明書交付申請書」(見本)

岡山市税の完納証明書を申請する場合の見本です。

他の市町村にお住まいの方は、各市町村の税証明窓口へお尋ねください。

滞納無証明書交付申請書		年 月 日										
<p>(あて先) 岡山市長</p> <p>証明の必要な方 ①住所(所在地)</p> <p>②本住所在地(法人の場合はご記入ください)</p> <p>(フリガナ) 氏 名 (法人名)</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>※委任される場合は委任者の自署または記名押印が必要です。(法人の場合は社名の入った印) (法人の場合は要)</p> <p>生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日</p> <p>私は右記(代理人)が滞納無証明書の交付を受けることに同意します。</p>	<p>窓口に来られた方(本人の場合のみ記入不要です) 住 所</p> <p>(フリガナ) 氏 名</p>	<p style="text-align: center;">通 信</p>										
<p>上記のものについて、市税に係る徴収金の滞納がないことを証明願います。</p> <p>※注: 正税を納められぬ日から2週間以内、この証明書を請求するときは、領収書を付けて請求してください。</p> <p>代理人が請求される場合、この申請書または委任状に、委任者の自署または記名押印が必要となります。</p> <p>窓口に来られた方の確認ができる免許証・保険証・在留カード等の提示が必要です。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">自記入欄</td> <td style="width: 50%;">備考欄</td> </tr> </table>	自記入欄	備考欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">請求者の欄</td> <td style="width: 20%;">委任状</td> <td style="width: 20%;">手数料</td> <td style="width: 40%;">発行場所</td> </tr> <tr> <td>免許証・保険証・在留カード・個人番号カード・各種本人証明書・その他</td> <td>有・無</td> <td>600円</td> <td></td> </tr> </table>	請求者の欄	委任状	手数料	発行場所	免許証・保険証・在留カード・個人番号カード・各種本人証明書・その他	有・無	600円		
自記入欄	備考欄											
請求者の欄	委任状	手数料	発行場所									
免許証・保険証・在留カード・個人番号カード・各種本人証明書・その他	有・無	600円										

(水道料金等収納証明書)
 (水道料金等収納状況のお知らせ)
 (水道料金等のお知らせ(適格請求書))

申請書

(窓口申請用)

(あて先) 岡山市水道事業管理者

1 交付を請求する書類

申請日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 収納証明書(水道料金及び下水道使用料) ・1部につき証明手数料300円が必要です。 ・公印を押印します。	期間(5年分まで)	部数
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	部
<input type="checkbox"/> 収納状況のお知らせ(水道料金及び下水道使用料) ・無料です。 ・公印の押印はありません。	期間(5年分まで)	部数
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	部
<input type="checkbox"/> 水道料金等のお知らせ(適格請求書) ・無料です。 ・公印の押印はありません。	期間(5年分まで)	部数
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	部

2 水道使用場所及び使用者名

水道番号		水道番号は、検針票、納入済通知書等に記載されています。 不明な場合は空白で構いません。
水道使用場所	岡山市 区	
水道使用者名	連絡先	(日中に連絡が可能な電話番号)

3 申請者(窓口に来られた方)

<input type="checkbox"/> 水道使用者本人 <input type="checkbox"/> 水道使用者以外 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他 ()		
住所	<input type="checkbox"/> 水道使用場所と同じ	
氏名	連絡先	(日中に連絡が可能な電話番号)

※ 水道使用者以外が窓口に来られる場合は、水道使用者本人が下記委任状へ署名又は記名押印し、窓口に来られる方の身分証を添えて窓口へ提出してください。

委任状

私は、「申請者(窓口に来られた方)」にこの申請書での請求及び受領を委任します。

住所 _____ 氏名 _____

※ 窓口での交付についてご案内

次の場合は、窓口での交付が可能です。

- 水道使用者本人が申請する場合で、かつ、「2 水道使用場所及び使用者名」に記入いただいた住所及び氏名と同一の身分証の提示がある場合 (住所は水道局にお届け済の請求書送付先でも可)
 ※ 法人の方など、一致する身分証の提示ができない場合は、郵送で交付することができます。
- 水道使用者以外が申請する場合で、委任状の記入及び押印があり、かつ、「3 申請者」に記入いただいた住所及び氏名と同一の身分証の提示がある場合

※ 郵送での交付についてご案内

上記枠内①、②以外の場合は、水道使用場所または請求書送付先としてお届けいただいている住所へ、「水道使用者」様宛てに郵送(普通郵便)で交付することができます。

なお、交付について、「水道使用者」様に確認の連絡をすることがありますのでご了承ください。

(水道局記入欄)

申請者	申請者の確認(公の機関が発行したもので、住所と氏名が確認できるもの)			
<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> パスポート(旅券)
<input type="checkbox"/> 本人以外	<input type="checkbox"/> 年金手帳	<input type="checkbox"/> 介護保険証	<input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/> 委任状有	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> その他 ()		
交付方法		(受付日)	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 窓口		(交付日)	年 月 日	<input type="checkbox"/> 同上
<input type="checkbox"/> 郵送 (<input type="checkbox"/> 水道使用場所 <input type="checkbox"/> 請求書の送付先)		交付	審査	受付
交付書類		証明手数料		
<input type="checkbox"/> 収納証明書 <input type="checkbox"/> 収納状況のお知らせ <input type="checkbox"/> 適格請求書		円		

申請者の本人確認ができるものを添えて提出してください。

※窓口での交付についてご案内をご確認ください。

水道料金の証明に関する申立書

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

住 所
(法人名)
氏 名

⑩

下記の理由により、水道料金証明書を提出できないことを申し立てます。

記

1. 岡山市内に住居等を設置していない。
2. 住居等は（ビル名） _____内に設置されているため、直接水道局と給水契約を結んでいない。
3. 住居等は同居人名義で水道局と給水契約を結んでいる。

※該当するものに○印および必要事項を記入してください。